

見直しの過程

本校は生徒総会がなく、生徒と教員の間での議論の場を設けられていなかったのが課題であった。そのため、本年度初めて生徒総会を開催することとした。生徒総会が開かれるまでに校則の見直しに着手するため、校長自らがランチミーティングという形式で昼休み、生徒会執行役員四十人と数回に分け、意見交換の場を設け、校則の見直しについて意見を吸い上げることをした。その中で出てきた意見を生徒課に下ろし、校則の見直し案を作成した。８月２９日の職員会議で校則の改定案を提示し、検討を経て９月１４日に決定した。

生徒心得の改訂箇所は次の通り、（ゴシック体は追記）

2 ~~（５）次の場合は願い出書に医師の診断書を添付する。~~

~~① 病気による休学、退学。~~

~~② その他学校において必要と認めたとき。~~

（５）学校において必要と認める書類には、医師の診断書を添付する。

7 感染症に罹った場合

（１） 次のような感染症にかかった場合、医師の許可が出るまで学校を休む。治癒後、証明書を保健室に取りに来て、医師の記入してもらい提出する。

インフルエンザ 風疹 はしか 水ぼうそう

おたふくかぜ 百日咳 咽頭結膜炎 **新型コロナウイルス感染症**

その他（医師の診断により出席停止が必要とされる感染症）

8 **（５）安全面の観点から通学において電動キックボードの使用は認めない。**

9 （２）安全のため登校する前には必ず、ブレーキ、前照灯など十分に点検するとともに**ヘルメットの着用を推奨する。**

1 2 （１）服装

冬期着用期間（１０月１日～５月３１日）は、男女とも本校所定の冬服を着用する。

夏期着用期間（６月１日～９月３０日）は、男女とも本校所定の夏服を着用する。

更衣日の前後は移行期間を設け、冬・夏のどちらの服装も認める。

合服は、本校所定のベストまたはセーターを着用する。

~~女子でスラックスの着用を希望する場合は、学校に相談すること。~~

~~校内外における式典等の際の女子制服は、ジャケット・スカートの組み合わせとする。~~

（３）靴下

黒色または紺無地のレギュラーソックス、またはハイソックスとする。~~スカーソックスは認めない。~~

（４）ベルト

~~男子~~は本校が指定する型（黒色ベルト）を着用する。

1 7 校則の見直しについて

生徒総会・生徒会執行委員会やPTA総会・PTA役員会、学校運営協議会で意見を集約し、意見交換等を行ったうえで見直しが必要である場合については、職員会議で検討し決定する。

なお、女子のネクタイ着用を認めることについては、制服業者が来年度夏頃まで、工場の繁忙期が重なることと紡績の確保が難しい等の理由で女子ネクタイの製造ができないとのことであった。混乱を避けるため来年度以降の決定とする予定である。

1 2 月に生徒総会を初開催するために生徒会会則の改定を進める必要があった。本年度まで生徒会の最高機関である代議員会を生徒総会に替えるため、改定案を議長会に提出し、審議決定された後、代議員会の承認を得て10月16日生徒会規則が改訂され、12月の生徒総会開催が現実となった。本年度においては、12月の生徒総会で改訂されるようであれば、改訂さ

れた生徒心得を改めて本ホームページに掲載することを考えている。

今後、校則の改定については、広く意見を聞き、吸い上げるという意味でも生徒総会、議長会、PTA総会、PTA役員会や学校運営協議会で意見を集約し、意見交換等を行ったうえで見直しが必要である場合については、職員会議で検討し決定する。決定したことについては全校集会等で周知する。

来年度以降は、2月の入学のしおりの改訂とともに新年度に向け、改訂された校則をホームページに公開する。

